

総室発第49号  
平成28年8月16日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 律

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成26年5月20日に新規制基準を踏まえた東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「後申請」という。）することといたしました。

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社といたしましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件につきましても、審査に関する優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、一方の申請案件の許可後、他方の申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成26年5月20日（総室発第31号）
3. 変更の理由：  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を行う。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（使用済燃料の処分の方法の変更）
2. 申請日：平成28年8月16日（総室発第48号）
3. 変更の理由：  
「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上